種苗制度をめぐる現状と課題

~種苗法改正法案の趣旨とその背景~



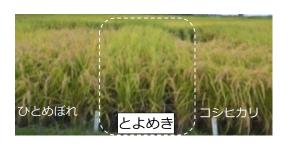
新品種開発促進の重要性

優良な新品種が支える我が国農業

- 農業分野における知的財産の重要性が増す中、植物新品種は我が国農業の発展を支える重要な 要素となっている。
- 環境や消費者の嗜好に合った新品種の開発により、生産性の向上や付加価値が増加し、農業者 も消費者も利益を享受してきた。

【超多収米】

通常の1.5倍となる800kg/10a以上の収量を 期待できる極多収の水稲「とよめき」



【むきやすい栗】

渋皮が簡単に剝けて、調理も簡単な画期的な 和栗「ぽろたん」



【病害に強い梨】

従来品種の弱点であった 黒斑病に強い梨

「ゴールド二十世紀」

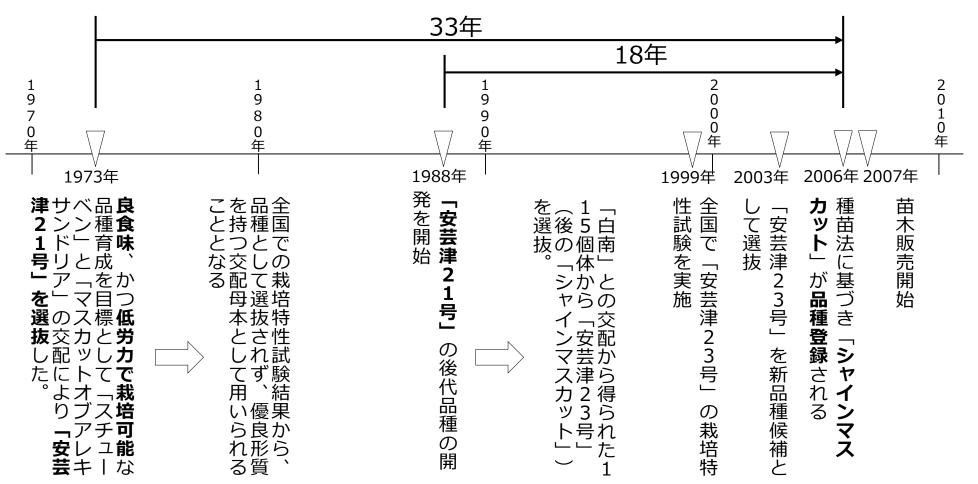


【寒さに強く美味しい米】
耐冷性に加え、過去にない
良食味を実現し、
後のブランド米開発にも繋がった
水稲「きらら397」

品種開発には多くのコストが必要

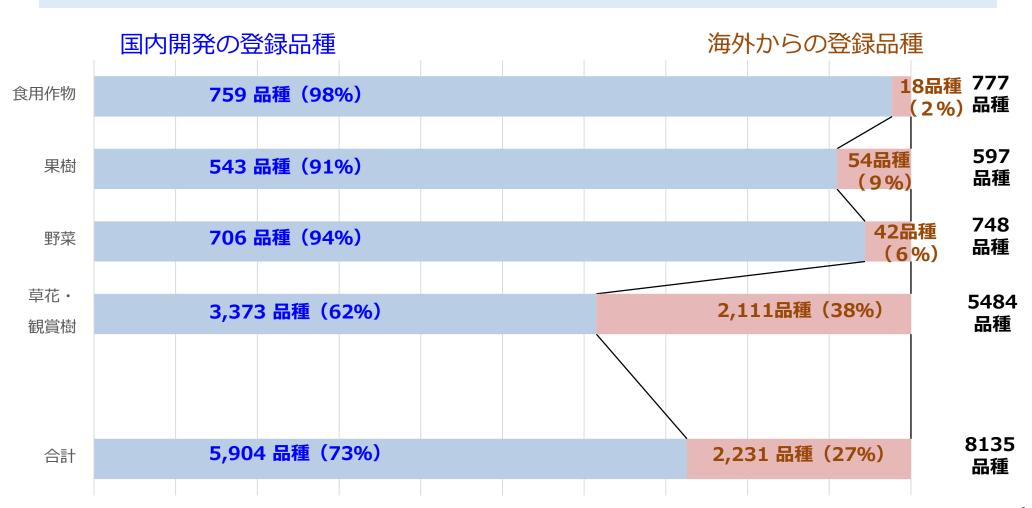
- 農研機構が開発したブドウ品種「シャインマスカット」は、品種登録まで親系統の「安芸津 21号」の開発から数えれば33年、「安芸津21号」の交配試験開始から数えれば18年を要した。
- この18年だけでも、13人の研究者が品種開発に携わった。

【(国研)農研機構におけるシャインマスカットの品種開発経過】



我が国農業は国内で開発された品種に支えられている

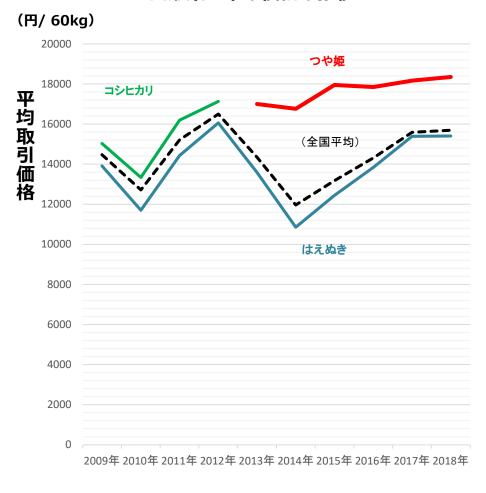
- 種苗法では、外国で開発された品種も登録されれば国内品種と同等に保護されるが、花き類を除くと、海外で開発された登録品種はわずか。
- 種苗法による登録品種の保護の恩恵を受けるのは、国内の品種開発者である。



適切に管理された品種への更新は農業者の所得向上につながる

- 登録品種は既存の品種にない特長をもっており、栽培地域の限定や徹底した品質管理により差別化して販売しやすい。
- 高値で取引される優良な登録品種(ブランド品種)は、無断栽培や海外流出のリスクも高く、それによる逸失利益も大きい。

山形県産米の価格の推移



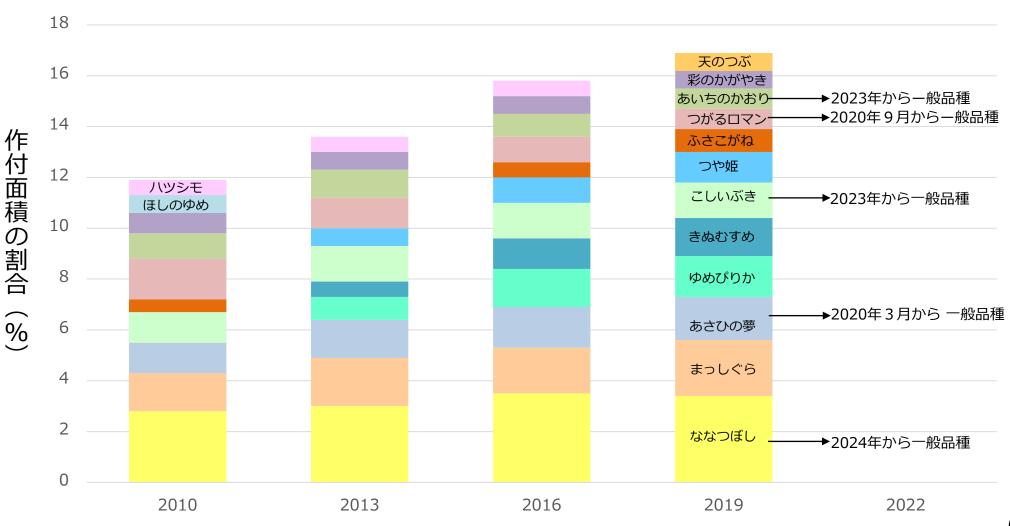
【種苗法による「つや姫」の取り締まり事例】

- ・2012年4月 愛知県の農家が都内の米穀店 から購入したつや姫の玄米から無許諾で種苗 を増殖し、ウェブサイトを通じて埼玉県や宮 城県の農業者に販売した。
- ・山形県職員が確認し警察へ通報。捜査の結果 被疑者を逮捕(同年7月)、起訴された。
- ・山形地裁で懲役1年6月、執行猶予3年、罰 金50万円の有罪判決が下された(同年10月)

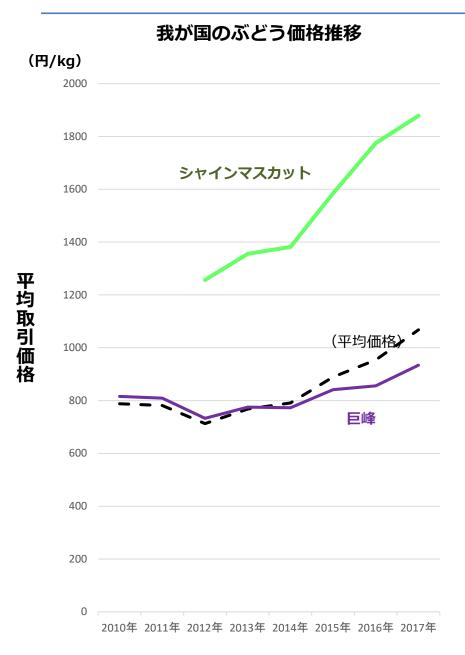
コメの登録品種の普及が進んでいる

• コメは、近年のブランド化の進展に伴い、新品種の開発・普及の努力の成果として登録品種の 割合が増加しているが、一定期間経過して一般品種に移行する。

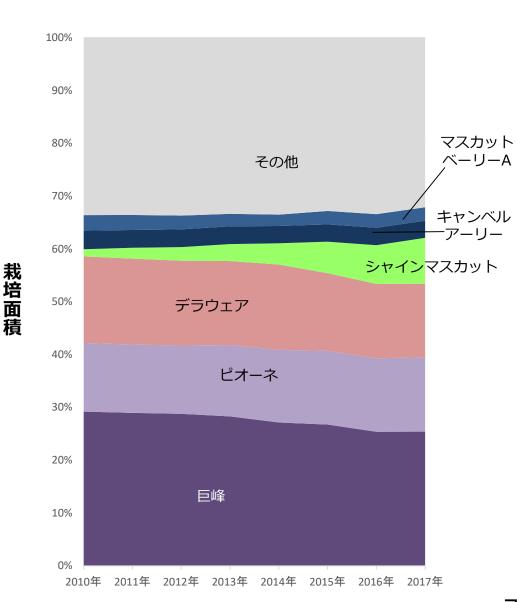
作付面積のうち登録品種の割合



農業者の所得向上につながる品種は農業者に選択され普及が進む



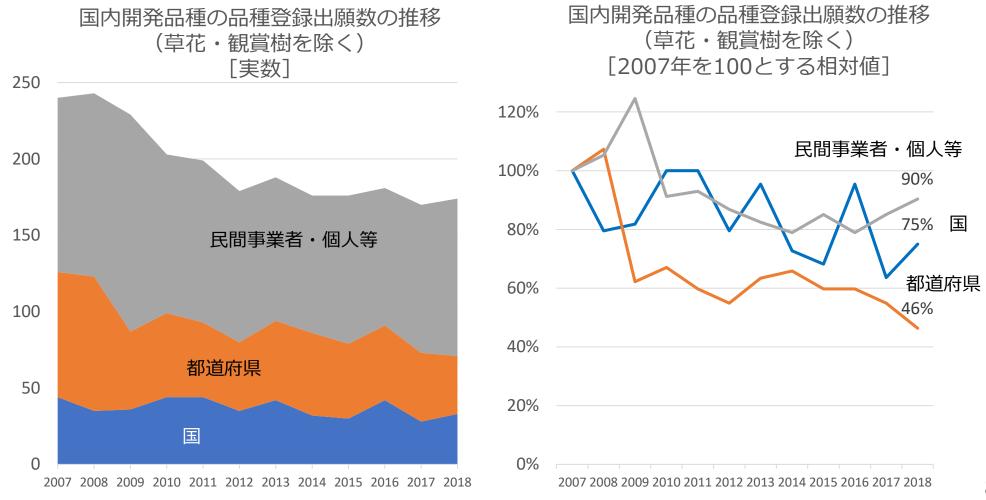
我が国のぶどうの品種別栽培面積の割合



出典: 東京中央卸売市場Web

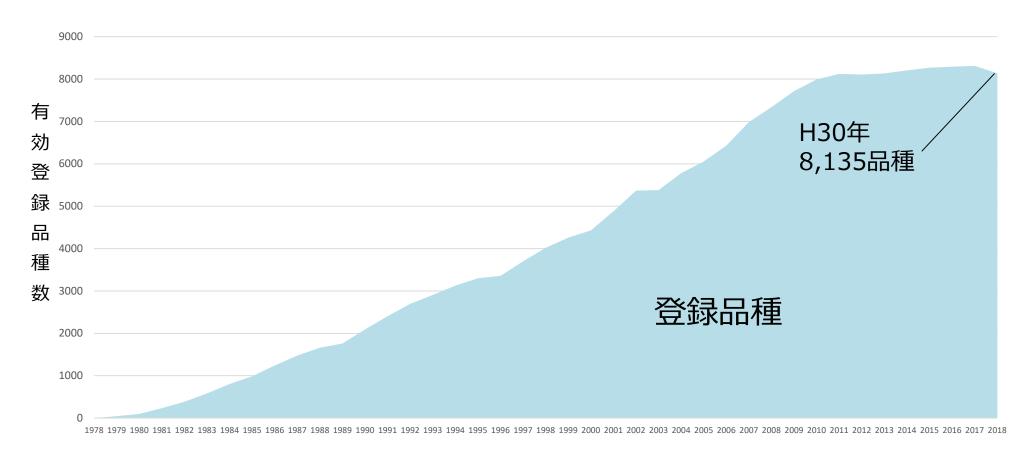
我が国における品種の開発が停滞している

- 品種登録の出願件数は減少している。
- 特に花きや観賞樹を除いた都道府県による出願数は、2007年度から5割以上減少している。
- 新品種の開発が停滞することで、我が国の農業の発展に支障がでることが懸念される。



登録品種数の増加は近年横ばいとなっている

- 有効登録品種数は制度開始以降増加を続けてきたが、ここ10年程度は横ばいとなっている。
- これは、登録期間が過ぎて一般品種となる品種と、新規に登録される品種の数が均衡している ためである。
- 登録期間が過ぎた品種は一般品種となり、誰でも自由に使うことができる。



年 度

種苗法は優良な品種を保護し新品種の開発を促進する制度である

- 今までにない新しい品種を開発した場合に、その品種の開発者は種苗法に基づき品種登録を受けることができる
- 登録品種は、一定期間に限り保護される
- 開発者の権利を守ることにより、新品種の開発を促進し、農業の発展に寄与する

(品種登録の具体的な要件は21頁参照)

育成者権の保護期間

品種登録後、最長25年間 (果樹等の木本は最長30年間)

登録品種の保護のための措置 【民事上の措置】

- 育成者権が侵害された種苗や収穫物等 の流通の差止め
- 育成者権の侵害によって発生した損害 の賠償請求(過失が必要)

【刑事罰(侵害の罪)】(故意が必要)

個人:懲役10年以下、 罰金1千万円以下 (併科可能)

法人:罰金3億円以下

優良品種の海外流出

我が国で開発された優良品種の海外流出

苗木が

海外に流出

【国内】

- シャインマスカット は我が国で育成され たブドウ品種
- 甘みが強く、食味も 優れ、皮ごと食べら れることから、高値 で取引
- ・輸出産品としての期 待も高い



【中国】

- ・「陽光バラ」「陽光玫瑰」 「香印翡翠」等の名称での 販売を確認
- ※「香印」はシャイン (xiāng yìn)と発音される。
- 「香印」を含む商標の出願 (香印青提、香印翡翠)が 判明
- ・日本原産として、高値で苗 木取引





中国産「陽光バラ」「中国産」香印翡翠 (約490円/パック)(約1,357円/kg)

【韓国】

・韓国国内でのシャインマス カットの栽培、市場での販売を確認

生産物が

更に輸出



【東南アジア等】

- ・タイ市場で中国産、韓国産 シャインマスカットの販売 を確認
- 香港市場で中国産、韓国産のシャインマスカットの販売を確認
- ・マレーシア、ベトナム市場で韓国産シャインマスカットの販売を確認



タイ市場で発見された 中国産「陽光バラ」



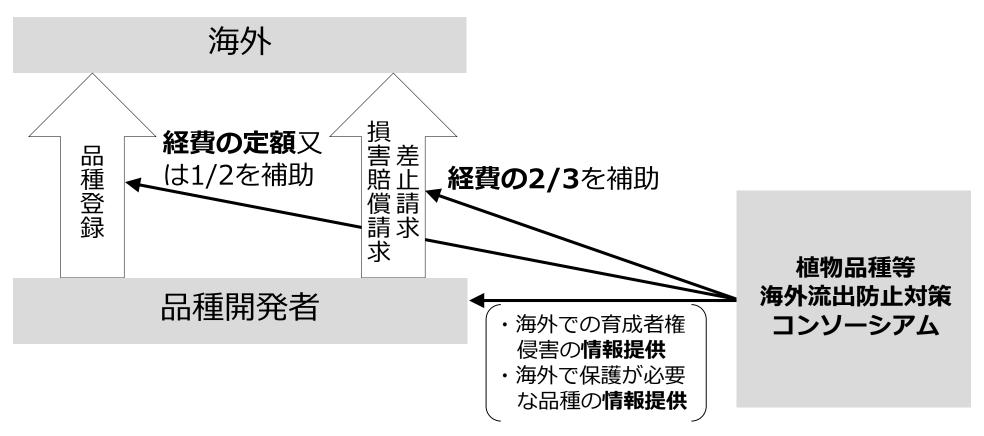
タイ市場で発見された韓国産「SHINE MUSCAT|

その他の登録品種の主な流出事例

種類	品種名	権利者	侵 害 概 要		
	レッドパール(2008.11満了)	個人	1998年に韓国内の 一部の生産者に利用を許諾 したが、2000年頃、韓国国内で 流出した種苗が大規模に増殖・栽培 され、我が国に 逆輸入 された。権利者が輸入業者を相手に 裁判を起こし和解 となった。		
いちご	章姫(2007.1満了)	個人	1996年に韓国内の 一部の生産者に利用を許諾 したが、2000年頃、 流出した種苗が 大規模に増殖・栽培されて我が国に 逆輸入 された。		
	紅ほっぺ (2002.7登録)	静岡県	種苗の 流出経路は不明 であるが、 中国で無断生産 されているとの報道があった。把握当時、日本での販売から4年以上経過していたことから中国における 出願はできなかった 。		
さくらんぼ	紅秀峰(2009.9満了)	山形県	2005年に豪州に 種苗が違法に持ち出された として、豪州で果実の生産・販売を営む 者等を山形県が 種苗法に基づき刑事告訴 した。2007年に「2012年まで輸出しない こと」等を条件に 和解した 。 中国においても、種苗が違法に持ち出され、流通しているとの情報が寄せられてい る。		
いぐさ	ひのみどり(2001.6登録)	熊本県	①2005年長崎税関が輸入されようとした「ひのみどり」を摘発し、熊本県が刑事告発した。業者に対し罰金100万円、同社長に対し懲役1年6ヶ月執行猶予4年、いぐさ約8.8 t の没収を命じる判決を言い渡した。 ②2011年、国内の公的施設の畳表が中国産の「ひのみどり」製であるとの疑義が寄せられ、熊本県による現地調査・DNA分析から当該畳表が侵害品と確認された。 2012年に熊本県は、当該畳表の輸入業者に対して是正・改善を要求し、2月にその旨を公表した。		

海外への品種登録出願や育成者権侵害対策の支援

- 海外で我が国で開発された優良な品種が無断で栽培されないように、海外における我が国開発 品種の侵害情報の収集や、育成者権取得や権利侵害対応に対して一元的に支援を行っている。
- 農林水産省の種苗制度の検討会でも、法制度の見直しに加えて海外における品種登録の促進、 海外における育成者権の行使を実施するための体制の整備が求められている。



- ① 植物品種等海外流出防止総合対策事業【令和2年度予算額137(100)百万円】(令和元年度補正予算額312百万円)
- ② 農業知的財産保護・活用支援事業【令和2年度予算額78(-)百万円】

海外流出に対する課題と種苗法改正案による対応

登録品種の海外流出に係る課題①

- 近年、我が国の登録品種が海外に流出しており、海外における産地化が我が国農産物の輸出に影響することが懸念される
- 登録品種が販売された後に海外に持ち 出されることは、現行法上は違法では ない

シャインマスカットが中国・韓国に流出 し産地化

- ①外国人と思われる者、非農業者と思われる者に販売
- ②ホームセンターで登録品種の種苗が不 特定多数に販売

(いずれも違法ではない)

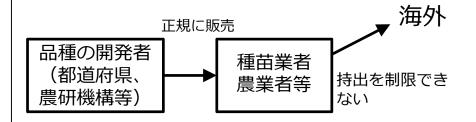
種苗法改正案の主な改正事項①

- 輸出先国又は栽培地域を指定できるようにする
- 登録品種について、育成者権者が利用 条件(国内利用限定、国内栽培地域限 定)を出願時に付した場合は、利用条 件に反した行為を育成者権者が制限で きることとする
- 登録品種には
 - ①登録品種であること、
 - ②利用制限を行った場合はその旨
 - の表示を義務づける

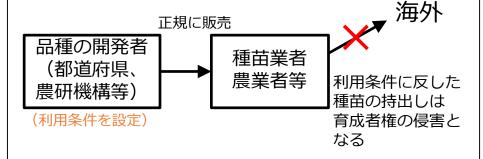
(種苗法改正法案 第21条の2~第21条の4)

利用条件(国内利用限定、国内栽培地域 限定)を付して種苗を販売

【現行制度】



【改正後】



登録品種の海外流出に係る課題②

- 自家増殖された登録品種の種苗を海外に持ち出すことは違法だが、
 - ①登録品種の増殖実態の把握や疑わし い増殖の差止め、
 - ②刑事罰の適用や賠償請求に必要な故意や過失の証明

が困難なことから、抑止が困難となっ ている

 さらに、法改正により、育成者権者が 条件を付して種苗を販売した場合に、 持ち出しを制限し、正規に販売された 種苗の持ち出しを防ぐ一方で、農業者 個人の増殖種苗が狙われることが懸念 される。

紅秀峰が豪州に流出し産地化

- ①山形県内に限って管理していたサクラ ンボ品種「紅秀峰」を県内農業者が増殖
- ②増殖した種苗を、育成者権者に無断で 豪州人に譲渡

種苗法改正案の主な改正事項②

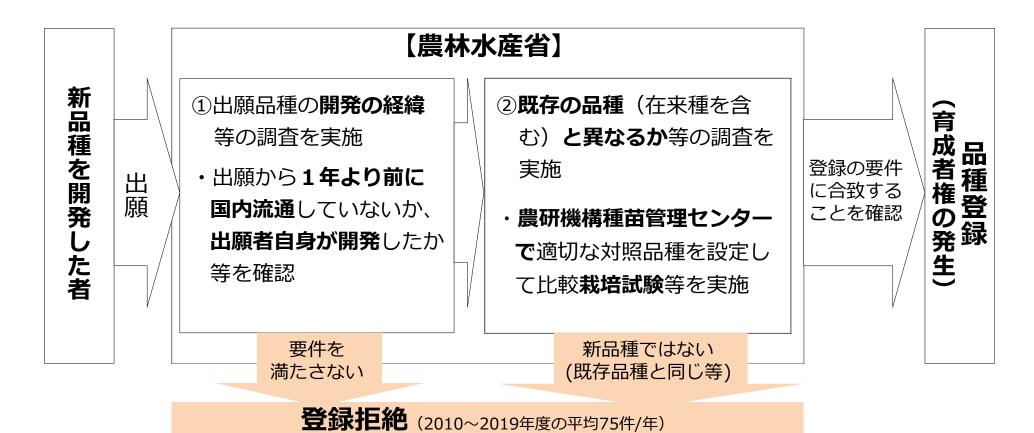
農業者の登録品種の自家増殖にも育成 者権の効力が及ぶこととする

登録品種に限り、農業者による増殖は 育成者権者の許諾を必要とする (禁止ではない) 許諾に基づく自家増殖 【現行制度】 海外 正規に販売 品種の開発者 農業者 (都道府県、 違法であるが増 農研機構等) 殖を把握できな いため、**流出を** 自家增殖 止められない [許諾不要] 【改正後】 正規に販売 品種の開発者 農業者 (都道府県、 農研機構等) 開発者が増殖を把 握できるので、流 出への適切な対応 自家増殖 が可能 故意や過失の立証 が容易になるので 刑事罰の適用や損 害賠償請求が可能

(現行法 第21条第2項及び第3項)

誤解に基づく現場の懸念

既存品種が大企業等に勝手に品種登録されてしまうとの誤解



過去に事例はないが、

- ・万が一誤って**既存の品種**(在来種等含む)**が登録された**ことが判明した場合
 ⇒ **登録の取消**
- ・**事実と異なる開発経緯を申告する**など、登録を受けた品種の**出願情報が虚偽**であったことが判 明した場合
 - ⇒ 刑事罰(個人:3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金、法人:1億円以下の罰金)

強制的に特定の登録品種の利用を強要されるとの誤解

- 種苗法は、開発者の許諾なく新品種を無断で増殖や栽培をされないための制度である。
- 種苗法により、農業者が、特定の品種の選択を強制されることはない。
- 農業者は、多く流通している一般品種※を含めて、作付ける品種を選択することができる。
 - ※一般品種には①在来種、②品種登録されたことがない品種、③品種登録期間が切れた品種が含まれる

産地・農業者が選択可能

一般品種(登録品種以外の全ての品種)

- ・流通業者、消費者に評価が定着したブランド
- ・今までと同じ技術で栽培が可能
- ・在来品種としての市場価値等

利用条件なし

登録品種(一部の新品種)

- ・今までにない味
- ・新しい病害虫に対応
- ・市場での希少性
- ・新技術(機械・施設)に対応 等

増殖や栽培には 開発者の許諾が必要 法改正後は 自家増殖にも 許諾が必要

品目	米	みかん	りんご	ぶどう	ばれいしょ	野菜
登録品種の割合	17%	3 %	5 %	13%	10%	9 %

米:「令和元年度産水稲うるち米の品種別作付動向について」(米穀安定供給確保支援機構)における作付面積の割合より農林水産省作成

みかん、りんご、ぶどう:2017年産特産果樹生産動態等調査(農林水産省)における作付面積より作成

ばれいしょ:2017年産ばれいしょの品種別、都道府県別作付面積(農林水産省)より作成野菜:野菜品種名鑑2019(日本種苗協会)に掲載されている品種数より農林水産省作成

法改正で自家増殖が禁止され農業者の負担が増えるとの誤解①

- 稲では、ブランド管理の観点(品質向上、病害の抑制)から、登録品種の多くで自家増殖を行わないよう求められている。
- 従って、そのようなブランド化を進める品種で種苗法改正により流出防止の観点から許諾契約 が見直されたとしても、農業者の事務負担や許諾料の増加は想定されない。

主な登録品種の自家増殖の扱い

品種名 (開発者)	栽培範囲の限定	自家増殖の扱い(相手方)
ゆめぴりか(北海道) ななつぼし(北海道) まっしぐら(青森県) 天のつぶ(福島県) ふさこがね(千葉県) 彩のかがやき(埼玉県) こしいぶき(新潟県)	開発県(道)内	行わないよう指導(その県(道)の農業者)
つや姫(山形県)	=h=++	行わないよう書面約束(県内農業者) 行わないよう指導を依頼(県外指導機関)
ハツシモ岐阜SL(岐阜県)※1	許諾した県内 	
あいちのかおりSBL(愛知県)* ²		規定なし
きぬむすめ(農研機構)	国内	

^{※1} 一般品種である「ハツシモ」に縞葉枯病の抵抗性を持たせ、それ以外の特性は元の品種と同じとなるよう改良した品種

^{※2} 一般品種である「あいちのかおり」に縞葉枯病、穂いもち病の抵抗性を持たせ、それ以外の特性は元の品種と同じとなるよう改良した品種

法改正で自家増殖が禁止され農業者の負担が増えるとの誤解②

- いちご、かんしょ等では農業者が購入種苗を増殖して栽培しているが、登録品種の場合は現在でも許諾を受けて増殖している。
- 従って、種苗法改正により流出防止の観点から許諾契約が見直されたとしても、農業者の事務 負担や許諾料の増加は想定されない。

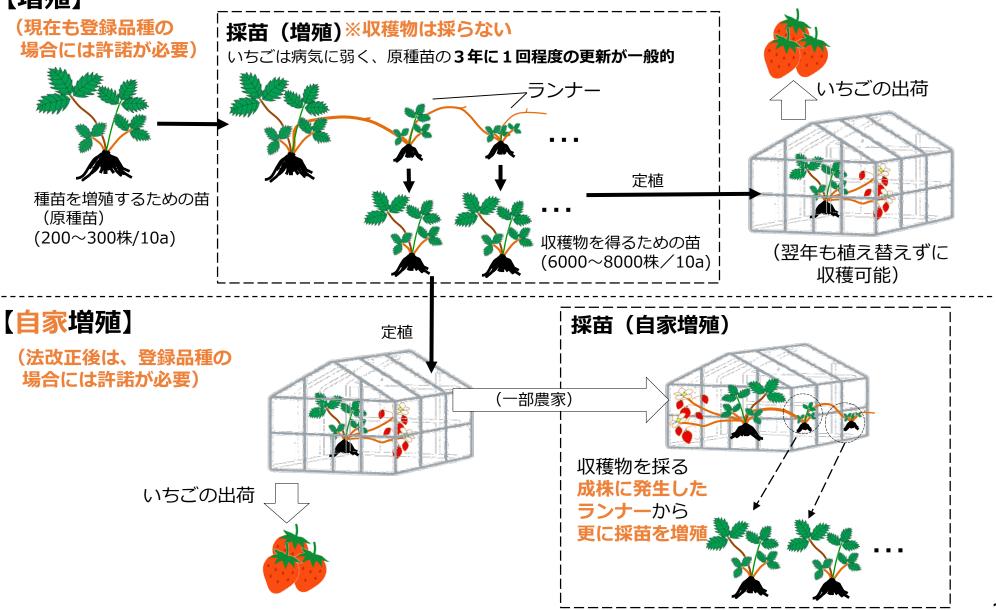
主な登録品種の自家増殖の扱い

品目	品種名(開発者)	栽培範囲の限定	自家増殖の扱い(相手方)	
いちご	きらぴ香(静岡県) あまおう(福岡県) さぬき姫(香川県) スカイベリー(栃木県) いばらキッス(茨城県) いちごさん(佐賀県)	開発県内	増殖が認められている種苗を販売 (自家増殖も認められている)	
	さがほのか(佐賀県) 紅ほっぺ(静岡県)	許諾した県内 許諾した種苗業者 から購入した種苗		
かんしょ	紅はるか(農研機構) 紅まさり(農研機構)	国内	増殖が認められている種苗を販売 (自家増殖も認められている) ※病虫害のリスクが高く推奨されていない。	
ばれいしょ	きたひめ (ホクレン)	道内		

(参考) いちごの増殖と自家増殖

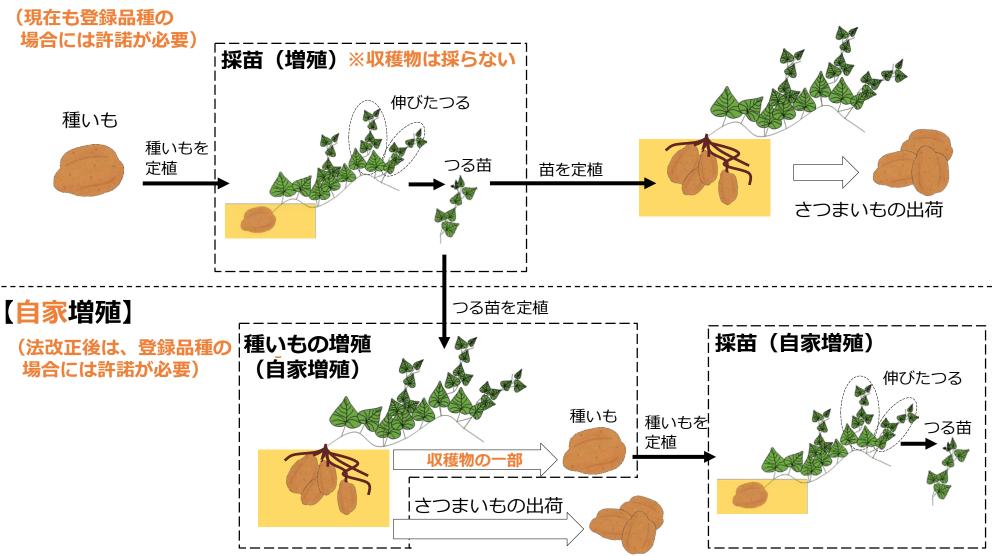
※現行法においても自家増殖した苗の他者への譲渡は 許諾が必要

【増殖】



(参考) さつまいもの増殖と自家増殖 **現行法においても自家増殖した苗の他者への譲渡は ** 許諾が必要

【増殖】



※収穫物の全量を種いもに使う場合は自家増殖ではない

法改正で自家増殖が禁止され農業者の負担が増えるとの誤解③

- 果樹では、種苗業者が増殖した種苗を農業者が購入して栽培するのが一般的であるが、一部で 自家増殖が行われている。
- 種苗法の改正後は、登録品種の果樹を自家増殖する場合は、品種の開発者の許諾を得て行う必要がある。
- 許諾料が設定されたとしても、現在でも種苗費の一部に含まれ、農業者が負担している知的財産相当分(30頁参照)を参考に設定されると考えられる。

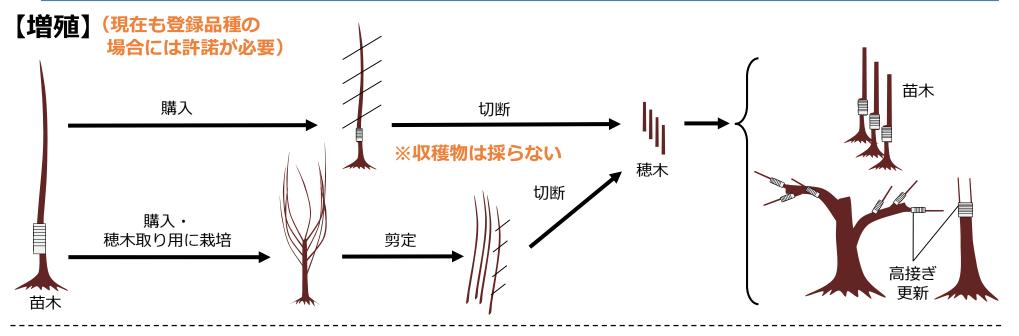
主な登録品種の自家増殖の扱い

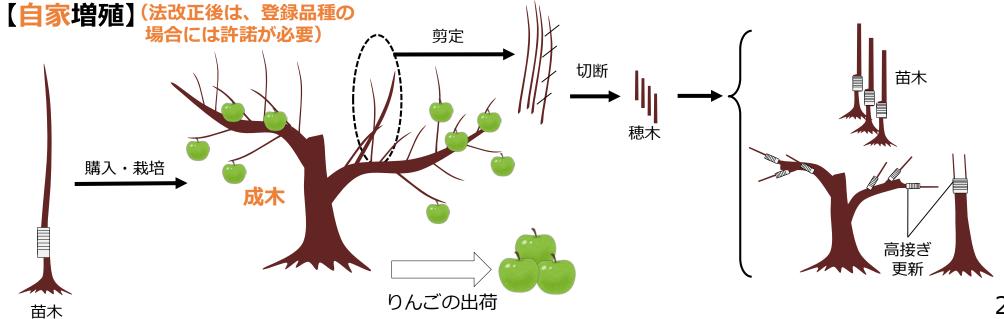
品目	品種名(開発者)	栽培範囲の限定	自家増殖の扱い(相手方)	
	肥のあかり(熊本県)	県内		
うんしゅう	MUODODIO D (MATOR)	県外の許諾を受けた者		
みかん	北原早生(JA南筑後) かごしま早生(鹿児島県)	国内	規定なし	
りんご	シナノゴールド(長野県) トキ(種苗会社)	国内		
	ルビーロマン(石川県)	開発県内	規定なし (技術的に困難)	
ぶどう	ナガノパープル(長野県) オーロラブラック(岡山県) シャインマスカット(農研機構)	国内	規定なし	

27

(参考) りんごの増殖と自家増殖

※現行法においても自家増殖した苗の他者への譲渡は 許諾が必要





自家増殖の許諾の手続が農業者の深刻な負担となるとの誤解

許諾手続は、団体等がまとめて行うことが可能であり、現場で円滑に許諾手続きが進むように、契約書のひな形を作成・配付予定であることから、現場での事務負担が過度に増加することは想定されない。

登録品種の許諾契約のイメージ(水稲の例)

- 1 増殖の有無
 - □ 種子の増殖は行わない
 - □ 種子の増殖を行う
- 2 増殖を行う種子量及び許諾料
 - ①増殖する種子量は「

-] kg以内とする
- ②許諾料は○円/kgとし、①の実績に応じた総額を翌3月末日 まで指定口座に振り込む
- ③本契約の有効期間は契約日から3年とし、以降増殖を行う場合は別途契約を行う。
- 3 種子の適切な取り扱い
 - ①増殖した種子は第三者に譲渡しない
 - ②余剰種子は遅滞なく廃棄または籾すりを行い食用とする
 - ③第三者から増殖した種子の譲渡の申し出があった場合は、 遅滞なくその旨を(() 県農林水産部(人) 課に報告する

登録品種の許諾契約のイメージ(果樹の例)

- 1 苗の増殖の有無
 - □ 苗の増殖は行わない
 - □ 苗の増殖を行う(苗生産・高接ぎ)
- 2 増殖を行う苗木量及び許諾料
 - ①苗生産 [」本以内とする
 - 高接ぎ[] a 以内とする
 - ②許諾料は○円/(本・a)とし、①の実績に応じた総額を翌 3月末日まで指定口座に振り込む
 - ③本契約の有効期間は契約日から1年とし、以降増殖を行う場合は別途契約を行う
- 3 種苗の適切な取り扱い
 - ①増殖した苗木は第三者に譲渡しない
 - ②余剰の苗木、穂木となり得る剪定枝等は焼却・粉砕・埋却 等により種苗として利用できない状態で処分する
 - ③第三者から増殖した苗木の譲渡の申し出があった場合は、 遅滞なくその旨を○○県農林水産部△△課に報告する

(参考) 許諾料の例

【種子代、苗木代に知財相当分が含まれる場合】

作物の種類	 種苗代 	うち許諾料	
水稲A	10a当たり 1,600円	自県農業者 2.56円 他県農業者 8円	
水稲B	10a当たり 1,600円	自県農業者 16円 他県農業者 栽培させない	
水稲C	10a当たり 1,600円	自県農業者 8円 他県農業者 16円	
りんごA	1本当たり 2,000円	自県農業者 30円 他県農業者 150円	
ぶどうA	1本当たり 4,000円	自県農業者 60円 他県農業者 栽培させない	
ぶどうB	1本当たり 4,000円	全国一律 77円	

【自由に増殖できる種苗の生産を許諾する場合】

ルー州の1手米五			
作物の種類	許諾料(3年当たり)		
いちごA	自県農業者 無償提供 他県1県あたり約100万円 民間種苗会社 約250万円		
いちごB	自県1県あたり約 40万円 他県1県あたり約 90万円 民間種苗会社 約170万円		
いちごC	自県農業者 無償提供 他県農業者 栽培させない		

【生産物出荷額から知財相当分を徴収する場合】

作物の種類	許諾料
りんご B (海外品種の契約栽培事例)	収穫物出荷額の約6%

- ※農林水産省の聞き取りによる
- ※水稲の事例は種子を4kg/10a播種するとして試算